

焼けたのは生前か死後か

——その鑑別方法の発見——

佐 立 治 人

目 次

- 一 現代の焼死体鑑別方法
- 二 『洗冤集録』の焼死体鑑別方法
- 三 呉の張挙の動物実験
- 四 現代の鑑別方法との関係

一 現代の焼死体鑑別方法

ある焼死体が、生前に焼けたものなのか、死後に焼けたもののかを鑑別する方法について、古畑種基『法医学の話』（岩波新書、昭和三十三年）は、次のように述べている。

「気管や肺気管支の中に煤が吸いこまれているか、血液の中にCO-Hbができているかをしらべる。」（七十七

焼けたのは生前か死後か

頁)

「生前の火焼死であれば、

(一) 呼吸道に煤を吸いこんでいる。

ことに、気管の粘膜、肺臓の気管支内や肺胞の中に炭末が吸いこまれている。顕微鏡でしらべると、肺胞の組織球や、細胞の中に炭末がとりこまれているのがみられる。死体を焼いたばあいには、こんな所見はけつしてみつからない。

(二) 血液中にCO-Hbができている。

焼死のときは、COガスが吸いこまれるので、それがヘモグロビン(Hb)と結びついて、CO-Hbになるから、焼死体の血液の色が赤味をおびている。CO-Hbができると、鮮赤色を呈するからである。死斑の色も鮮赤色であるし、内臓の色も鮮赤色をしている。」(七十六頁)

この二つの鑑別方法は、法医学の最新の教科書にも記述されている。例えば、『学生のための法医学(改訂6版)』(南山堂、二〇〇九年)には、「生前に火災に遭遇した焼死体の所見」の項に、「火災の際に発生した煤の吸入によって気管・気管支の粘膜に煤片が付着する。」「血液中のCO-Hbを測定する。」(九十六頁)と記されている。

二 『洗冤集録』の焼死体鑑別方法

南宋の宋慈が著した検屍の手引き書である『洗冤集録』の巻四、二十六、火死に、生前に焼けた死体か死後に焼け

た死体かを鑑別する方法について、次のように記されている。『洗冤集録』は、淳祐七年（二二四七）の自序がある。叢書集成初編（中華書局）所収本を見た。

【和訳】

生前に火で焼かれて死んだ場合は、その死体は、口鼻内にすすや灰があり、両手両脚が皆、こぶしを握り、縮まっています。（原注。その人がまだ死なない前に、火に逼られて走ったりあばれたりするので、口が開き、気脈が往来します。ですから、すすや灰が吸い込まれて、口鼻内に入るので。）もし死後に焼けたのであれば、その死体は、手足がこぶしを握り、縮まっている点では、生前に焼けた死体と同様ですが、口内にすすや灰がありません。

【原文】

凡生前被火烧死者、其屍口鼻内有煙灰。両手脚皆拳縮。（原注。縁其人未死前、被火逼奔争、口開、気脈往来。故呼吸煙灰、入口鼻内。）若死後烧者、其人雖手足拳縮、口内即無煙灰。

【訓読】

凡そ生前に火の焼くを被りて死ぬ者は、其の屍、口鼻内に煙灰有り、両手脚、皆拳縮す。（原注。其の人、未だ死せざる前に、火の逼るを被り奔争するに縁り、口、開き、気脈、往来す。故に煙灰を呼吸し、口鼻内に入る。）若し死後に焼くる者ならば、其の人、手足、拳縮すと雖も、口内に即ち煙灰無し。

ここに記されている、口鼻内に煤や灰があるかないかを見るといふ鑑別方法は、「呼吸道に煤を吸いこんでいる」かどうかを見るといふ、古畑『法医学の話』が述べる鑑別方法と同じである。違いは、気管支を開けて見るか開けて見ないか、顕微鏡を使うか使わないかだけである。

ちなみに、「両手脚皆拳縮」「手足拳縮」とあるのは、いわゆる「拳闘家姿勢」の描写である。『学生のための法医学』（前掲、九十七頁）は、「生活反応ではなく、死後に死体を焼却した場合にもみられる所見」として「拳闘家姿勢」を挙げ、「屈筋の熱硬直によって各関節は屈曲して「拳闘家姿勢」をとる。」と述べている。

元の王与が著した検屍の手引き書である『無冤録』の巻下、十七、火焼死は、右の『洗冤集録』の文章を掲げるほか、「結案式」及び『平冤録』の次のような文章を掲げている。『無冤録』は、至大元年（二三〇八）の自序がある。韓国科学技術史資料大系（驪江出版社）医薬学篇第四十九卷所収『新註無冤録』を見た。

「本屍は、皮、焦げ、肉、爛れ、手脚、聯縮す。口鼻耳内、皆、灰燼有り。委まことに是れ生前に火の焼くを被りて死するなり。（原注。已に死して火中に棄てらるる者は、口鼻耳内に灰無し。結案式に出づ。）」

「屍首、全なり。其の人、未だ死せざる前に、火の逼るを被りて奔争し、口、開き、灰煤を入る。即ち口鼻内に黒灰煤有るか無きかを看る。有れば即ち是れ生前に火焼して死するなり。如し無ければ則ち非なり。（原注。平冤録に出づ。）」

「結案式」は、元貞三年（一二九七）に頒行された「儒史考試程式」を指す（賈静涛『中国古代法医学史』群衆出版社、一九八四年。一三〇頁）。「儒史考試程式」は、『元典章』吏部卷六、吏制、儒史の項に掲載されており、『無冤録』が引用する「結案式」の文章は、『元典章』所掲の「儒史考試程式」の文章と一致する（同上、一三〇頁）。前掲

の『無冤録』所引「結案式」の文章は、「儒吏考試程式」の抄白追会事件、屍の項に出てくる。

前掲の「結案式」の文章に「口鼻耳内、皆、灰燼有り。（原文。口鼻耳内、皆有灰燼。）」（『元典章』も同文。）とあるが、「耳」は余分である。水泳教室で浮き身の練習をしたことがある人なら誰でも知っている通り、口と鼻だけを水面上に出して呼吸をしても、耳に水は入ってこない。

『平冤録』は、『無冤録』の王与の自序に、「昔、宋恵父（恵父）は宋慈の字である。）、獄情の失は定験の誤りに由るを念い、曾て洗冤録を編す。趙逸齋、又た平冤録を訂す。」と述べられている。『平冤録』は現存せず、『宋元検験三録』に収められている『平冤録』は、『無冤録』の下巻に他ならない（上野正吉「支那法医学書考証（二）」『犯罪学雑誌』第十六巻掲載、昭和十七年。九十五頁）。前掲の『無冤録』所引『平冤録』の記述は、『洗冤集録』の記述と同じ内容である。「其人未死前、被火逼奔争、口開。」という文が『洗冤集録』の註文と同じであるから、『平冤録』が『洗冤集録』よりも後に著されたとすれば、前掲の『平冤録』の文章は、『洗冤集録』の文章を踏まえて書かれたことになる。

『無冤録』は朝鮮に伝わり、世宗が崔致雲らに命じて『無冤録』に註釈と音訓を附加させ、正統三年（一四三八）に『新註無冤録』が成った（同書の柳義孫序）。この『新註無冤録』が我が国に伝わり、泉州の河合甚兵衛尚久が、同書のうち、我が国に無用の記述を省き、必要な記述だけを抜き出して和訳し、『無冤録述』と名づけた（元文元年（二七三六）の河合甚兵衛自身の緒言）。『無冤録述』は明和五年（一七六八）に刊行された。この『無冤録述』の巻下、火焼死の項に次のように訳されている。

「火に焼て死たる者は、皮、焦れて肉は爛れ、手脚、縮みかがみ、口鼻耳の内に皆、灰燼が入てある也。これは其

焼けたのは生前か死後か

人まだ死なぬまへに火に逼りて、さまざまと遁まわり、口を開き、もだへ死すによって、息につれて口の内に灰が入る也。若又、死で後、火に入置たらば、口鼻耳の内に灰は入てはなきもの也。」

これは、前掲『無冤録』所引「結案式」の文章及びそれに附された「新註」の文の訳である（片仮名を平仮名に変え、句読点をつけた。次も同様。）。

「死後に火に入て焼たる屍は、口の内に灰は入らぬ也。」

これは、『無冤録』所引『洗冤集録』の文章の一節の訳である。

『無冤録述』は、山崎佐『明治前日本裁判医学史』（日本学士院編『明治前日本医学史』第五卷所収、日本学術振興会、昭和三十二年）に拠れば、明和五年に刊行されてから後、「明治三十四年頃まで幾度も増刊されて広く頒布し、実際にも盛に用いられた」（二〇九頁）という。よって、江戸時代後期から明治時代にかけての我が国の検屍関係者は、『洗冤集録』が記述する、死体の口や鼻の中にすすや灰があるかないかを見て、生前に焼けた死体か死後に焼けた死体かを鑑別する方法を、『無冤録述』を読んで知っていたのである。

三 呉の張拳の動物実験

焼死体の口の中に灰が入っているかないかを見て、生前に焼けた死体であるか死後に焼けた死体であるかを鑑別する方法を発見したのは、三国呉の張拳という人である。南宋の初めに鄭克が著した『折獄龜鑑』の巻六、証憑、張拳の項に、次のように記されている。『折獄龜鑑』は四庫全書本の影印本を見た。

【和訳】

張拳は呉の人です。会稽郡句章県（現在の浙江省余姚県）の県令であった時のことです。ある人妻が、夫を殺して放火し、家屋を焼いて、火が夫を焼いて死なせたと言いました。夫の家族は、これを疑って、官司に訴えました。妻は罪を認めませんでした。そこで張拳は、豚を二匹連れてきて、一匹は殺し、もう一匹は生きたままで、薪を積んで豚を焼きました。生きたまま焼かれた豚は、口の中に灰がありました。殺してから焼いた豚は、口の中に灰がありませんでした。この結果を踏まえて、夫の死体の口の中を調べてみると、案の定、灰はありませんでした。妻を鞫問したところ、妻は罪を認めました。（原注。旧集はこの話の出所を示していません。考えますに、和凝が著した二十九条は皆、時代順に配列されています。その著書で張拳の事は、呉人の末尾、晋人の前に置かれています。張拳は孫氏の臣下だったのではないのでしょうか。ただし、著書の前の方で既に「呉の廢帝孫亮」と書いているのですから、ここでも「呉の張拳」と書くべきです。姓名の下に「呉人」と書くべきではありません。句章県は会稽郡に属します。）

【原文】

張拳、呉人也。為句章令。有妻、殺夫、因放火烧舍、称火烧夫死。夫家疑之、訴于官。妻不服。拳乃取猪二口、一殺之、一活之、而積薪烧之。活者、口中有灰。殺者、口中無灰。因驗尸口、果無灰也。鞫之、服罪。（原注。旧不著出処。按、和凝所著二十九条、皆以時代為次。其書、拳事、在呉人之末、晋人之前。豈非孫氏之臣乎。但先既云呉廢帝孫亮、則此宜云呉張拳、不当於姓名下言呉人耳。句章属会稽郡。）

【訓読】

焼けたのは生前か死後か

張拳は呉の人なり。句章の令たり。妻有り、夫を殺し、因りて火を放ちて舍を焼き、火、夫を焼きて死せしむと称す。夫家これを疑い、官に訴う。妻、服せず。拳、乃ち猪二口を取り、一は之れを殺し、一は之れを活かす。而して薪を積み、之れを焼く。活かす者は口中に灰有り。殺す者は口中に灰無し。因りて尸の口を驗するに、果たして灰無きなり。之れを鞠するに、罪に服す。(原注。旧、出処を著さず。按ずるに、和凝、著すところの二十九条は皆、時代を以て次と為す。其の書、拳の事は呉人の末、晋人の前に在り。豈に孫氏の臣に非ずや。但し先に既に呉の廢帝孫亮と云う。則ち此には宜しく呉の張拳と云うべし。当に姓名の下に於いて呉人と言うべからざるのみ。句章は会稽郡に属す。)

原注に「旧、出処を著さず。」とある「旧」は、五代後晋の和凝が著し、その子の北宋の和嶸が増補した『疑獄集』を指している(拙稿「和氏父子撰『疑獄集』の整理」『関西大学法学論集』第五十一卷第六号掲載、二〇〇二年。一八頁)。「折獄龜鑑」に掲げられているこの話は、『疑獄集』から採られたのであるが、『疑獄集』には張拳の話の出典が記されていないかつたのである。「旧、出処を著さず。」の文に続いて原注に、「按ずるに、和凝の著すところの二十九条は皆、時代を以て次と為す。其の書、拳の事は呉人の末、晋人の前に在り。」と記されているから、この話は『疑獄集』の和凝が著した部分から採られたことが知られる。

和凝がどこから張拳の話を探ったのかわからないが、劉俊文『折獄龜鑑訳註』(上海古籍出版社、一九八八年。三六四頁注四)が指摘するように、張拳の話は『太平御覽』卷二六七、職官部六十五、良令長上に引かれている『呉録』に出てくる。そこには次のように記されている。『太平御覽』は宋刻本の影印本(中華書局)を見た。

【訓読】

呉録曰わく、張拳、字は子清。句章の令たり。婦、夫を殺す者有り。因りて屋を焚いて、焼け死ぬと言う。其の弟、疑いて之れを訟う。拳、屍を按^しべて、口を開き視るに、灰無し。人をして猪二頭を取り、一を殺し、一を生かして、俱に之れを焚かしむ。其の口を開き視るに、殺すところの者は灰無く、生かす者は灰有り。乃ち夫、先に死するを明らかにす。婦、遂に首服す。政化流行し、民、遺沢を歌う。

【原文】

呉録曰、張拳、字子清。為句章令。有婦殺夫者、因焚屋、言燒死。其弟、疑而訟之。拳、按屍開口視、無灰。令人取猪二頭、殺一生一、而俱焚之。開視其口、所殺者無灰、生者有灰。乃明夫先死。婦、遂首服焉。政化流行、民歌遺沢。

この『呉録』の文章は、『太平御覽』卷八七一、火部四、灰の項にも引かれており、ここでは「乃明夫先死」と「婦遂首服焉」との間に、「婦後焼之（婦、後に之れを焼く）」という句が見られる。また、『冊府元龜』卷七〇五、令長部五、折獄の項にも、出典は記されていないが、『太平御覽』卷二六七所引『呉録』の文章と同じ文章が掲げられている。『太平御覽』が完成したのは北宋の太平興国八年（九八三）であり、『冊府元龜』が完成したのは大中祥符六年（一〇一三）である（『玉海』卷五十四）。和凝は、後周の顯徳二年（九五五）に歿したから（『旧五代史』卷一二七）、『太平御覽』も『冊府元龜』も見していない。

『呉録』は、呉朝の出来事を記した歴史書であって、『隋書』卷三十三、經籍志二、史、正史の項の「呉紀九卷」

焼けたのは生前か死後か

に附された原注に「晋に張勃の『呉録』三十卷有るも亡ぶ。」と記されている。『隋書』の経籍志が成った七世紀半ばには、『呉録』は既に散逸していたのである。「太平御覧の編集にあたって修文殿御覧がきわめて有力な藍本として活用された」から(森鹿三「修文殿御覧について」『東方学報(京都)』第三十六冊掲載、京都大学人文科学研究所、昭和三十九年。二五八頁)、『太平御覧』は『呉録』の文章を『修文殿御覧』から孫引きしたのであろう。『修文殿御覧』は、北齊の武平三年(五七二)二月に編纂が開始され、同年八月に完成した(『北史』卷八)。和凝は、『修文殿御覧』等の今は失われた類書に引かれていた『呉録』の文章を見たのかもしれない。

『呉録』を著した張勃は、呉の大鴻臚であった張儼の子で、晋の人である。張儼は、宝鼎元年(二六六)に晋に使し、帰途、病死した(『史記』卷六十六に附された『索隱』、『三国志』卷四十八及び同卷に附された裴松之注が引く『呉録』。興膳宏・川合康三『隋書経籍志詳攷』汲古書院、一九九五年。二六〇・五四一頁)。

『折獄龜鑑』の本文に「張拳は呉人なり。」とあり、原注に「按ずるに、和凝、著すところの二十九条は皆、時代を以て次と為す。(中略)但し先に既に「呉廢帝孫亮」と云う。則ちここには宜しく「呉張拳」と云うべし。当に姓名の下に於いて「呉人」と言うべからざるのみ。」と述べられている。鄭克は、『疑獄集』の「張拳呉人」という文の「呉人」を呉朝の人という意味に受け取っているのである。しかし、「張拳呉人」の「呉人」は、呉郡(現在の江蘇省蘇州市)の人という意味ではなからうか。『三国志』卷四十八、呉書、三嗣主伝に附された裴松之注が引く『呉録』に、「(紀)陟、字子上。丹楊人。」、「(張)儼、字子節。呉人也。」とある。この文では、「丹楊」は丹楊郡であるから、「呉人」の「呉」は呉郡である。和凝が張拳の話を『呉録』の文章から採ったとすれば、「張拳呉人」の「呉」は呉郡の意味に受け取るべきである。『呉録』の文章から採ったのではないとしても、「呉」が呉郡を指す可能性は残る。

張拳については、本節に掲げた『折獄龜鑑』及び『呉録』の文章に記されている事柄以外は不明である。『折獄龜鑑』の「張拳は呉人なり。」という文の「呉人」が、この語を『疑獄集』から写した鄭克自身の理解とは異なり、呉郡の人という意味であるとしても、張拳の話が『呉録』の文章に記されているからには、張拳が呉朝の人であることは疑いない。

動物実験は、西洋では既にエラシストラトス（前三〇四年頃～前二五〇年頃）、ガレノス（一二九年～二一六年）が行っていたから（笠井憲雪他編『現代実験動物学』朝倉書店、二〇〇九年。第一章第一節（安居院高志執筆）一頁）、張拳が行った実験は、世界最初の動物実験ではないが、「書物に見られる最古の法医学的実験」であるかもしれない（山澤吉平・内藤道興『小法医学書』金芳堂、一九八二年。十二頁）。

『折獄龜鑑』の張拳の話は、南宋の桂万榮が『折獄龜鑑』の中から百四十四話を選んで編集した『棠陰比事』に収められた。『棠陰比事』は、江戸時代の日本で、十七世紀前半から十九世紀前半にかけて何度も刊刻発行された（長島弘明「常磐松文庫蔵『棠陰比事』（朝鮮版）三卷一冊」実践女子大学文芸資料研究所『年報』第二号掲載、昭和五十八年。五十四頁から五十八頁。「文政九年（一八二六）丙戌秋発行」という刊記がある青藜閣刊『棠陰比事』が関西大学図書館に蔵されている。さらに、和訳されて『棠陰比事物語』と題されて、十七世紀前半から末にかけて何度か刊行された（朝倉治彦編校『未刊仮名草子集と研究（二）』未刊国文資料刊行会、昭和四十一年。「解題」）。江戸時代の日本の読書人は、『棠陰比事』や『棠陰比事物語』を読んで、張拳の動物実験の話を知ることができたのである。なお、文化四年（一八〇七）から八年（一八一二）にかけて出版された曲亭馬琴『椿説弓張月』の続篇卷之五、第四十二回に、「およそ人死して後に火に焼るるものは、口中に灰なし。生ながら焼るるものは、口中に灰あり。今この

焼けたのは生前か死後か

首級どもを見れば、又口中に灰なし。」という文が出てくる。この文について、麻生磯次『江戸文学と支那文学』（三省堂、昭和二十一年）第三章は、「棠陰比事卷上「張拳猪灰」に拠つたものであらう。」（一七九頁）としている。後藤丹治校注『椿説弓張月』下（日本古典文学大系六十一、岩波書店、昭和三十七年）は、張拳の話は「棠陰比事にあるが、なお明の馮夢竜の智囊、それを和解した智恵鑑にもある。馬琴は、そのいずれかによつたのであらう。」（八十二頁頭注二）と述べている。

『智囊』は、明の馮夢龍が、智慧が発揮された古今の逸話を集めて、上智部以下十部に分類して掲載した類書で、天啓六年（一六二六）に成り、後に増補された。全二十八卷。張拳の話は察智部、得情、卷九に掲載されている。日本では、猪飼彦博が全巻を抜粋した『智囊』十卷三冊が、文政四年（二八二二）に刊行された。張拳の話は卷三、察智部に載せられている。また、昌平坂学問所が、天保十五年（二八四四）以後に、明刊本を覆刻した『智囊』二十八卷十四冊を刊行した（福井保『江戸幕府刊行物』雄松堂出版、昭和六十年。第五章、一〇三頁から四頁、一二二頁、一四八頁）。『智恵鑑』十卷は、著者は辻原元甫、万治三年（一六六〇）の自跋がある。その「例話の大半は、明の馮夢龍が智囊に負ひ、それを和解したものである。」（天理図書館司書研究部編『近世文学未刊本叢書仮名草子篇一』養徳社、昭和二十二年。「解題」七頁から八頁）張拳の話は卷三、察智部に見られる。「本書は刊行以来、単に教訓としてのみならず、興味ある読物として、広く読まれ、西鶴近松の旧くから馬琴等にいたる迄近世文学の趣向で本書の影響下にあるものが多い。」（同上「解題」八頁）という。江戸時代の日本の読書人は、『智囊』や『智恵鑑』を読むことによつても、張拳の動物実験の話を知ることができたのである。

四 現代の鑑別方法との関係

上野正吉『犯罪捜査のための法医学』（弘文堂、昭和四十九年増補版）第五章「火災にみる死」第一節「火災による死か、死後焼かれたものか」は、張拳の動物実験の話を紹介して、「これはなかなか科学的で、しかもこれが十二、三世頃のの本（『折獄龜鑑』及び『棠陰比事』を指す。佐立注）にあるのだから驚くべきものである。実際現在でも、外表がすっかり黒焦げになって、外表の検査では生きていた人が火にまかれて死んだものかどうかわからぬときにこの方式を踏襲している。ただ口の中だけ見るのでは唇など焼け落ちると灰や煤が口の中に入り込み区別がつかなくなるから、咽頭から気管、更に気管支と進んで検査して、奥の方の呼吸気道にも煤その他の異物が吸い込まれていないかを検査しなければならない。」（八十八頁から九頁）と述べている。

ここに「実際現在でも、（中略）この方式を踏襲している。」とあるから、上野『法医学』は、現代日本の法医学の教科書に記述されている、気道内に煤を吸い込んでいるかどうかを調べて、焼け死んだのかどうかを鑑別する方法は、欧米の法医学から学んだ方法ではなく、三国呉の張拳が発見した方法を受け継いだものである、と認識していることがわかる。この認識は正しいのであろうか。

ドイツ人ウィルヘルム・デーニッツは、明治八年（一八七五）九月に警視庁に教師として雇われ、同十一年（一八七八）まで警視庁裁判医学校で西洋の法医学を講義した（『東京帝国大学法医学教室五十三年史』昭和十八年。五頁から十頁）。そのデーニッツの生徒であった安藤卓爾、三浦常德、斎藤准は、デーニッツの「備忘録」を「ドイツ国大博士ブフネル」の「断訟医学書」の翻訳で補って、『増補断訟医学』を編集し（同書「例言」）、明治十五年（一八八

焼けたのは生前か死後か

(二) に出版した。それを見ると、第四篇第二、温、焼傷の項に、「ここに焼死体ありて、その死は焼傷のためなるや、或は死後その焼傷を加へたる者に非ざるや(中略)の疑問を生ずべし。」(二三二頁。文字遣いを改め、句読点をつけた。)とあるが、気道内に煤が吸い込まれているかどうかを観察する鑑別方法は記されていない。「ブフネル」の「断訟医学書」とは、小関恒雄「明治以降本邦出版法医学教科書目録」(『犯罪学雑誌』第四十卷第二号掲載、昭和四十九年)に拠れば、E. Buchner の *Lehrbuch der gerichtlichen Medicin* (一八六七年刊) である。

明治十三年(一八八〇)に刊行された寺田祐之訳『断訟死傷検論』(警視局蔵版)は、「敏解児」が著したドイツ文の「死傷検論」の翻訳である(訳者自序)。その第七十章、舍密作用ノ方術及ヒ湯火傷に、「もし存生中に火傷を受けるときは、不焦の皮膚に少くとも焮衝(赤色の腫れ。佐立注)或は水泡等の如き器官反応の徴候を見はすべし。」(一八〇頁。文字遣いを改め、句読点をつけた。)と述べられているが、気道内の煤の有無を調べる鑑別方法は記されていない。「敏解児(ピンケル?、ベツケル?)」とは何者なのか、まだ調べがっていない。

明治二十年(一八八七)に出版された吉井盤太郎纂述『実地応用裁判医学論』(泰法館)は、本邦及び欧米諸大家の説を纂輯し、併せて纂述者の意見を加えて一書となしたものである(纂述者緒言)。その第三編下、第八、焼死の項に、「死后ニ火傷シタルト生前火傷シタルトハ區別セザルベカラズ」(二八三頁)とあるが、気道内の煤を調べる鑑別方法は記されていない。

明治二十四年(一八九二)に出版された江口襄纂著『増補改訂法医学提綱中編』(秋南書院蔵版)の第十七章、火傷湯潑死論、生前及死後火傷ノ判別に、「死後その死体を燃焼したる者に在ては、その血管中に存在せる所の血液には、決して「酸化炭素ヘモグロビン」を含有せざれども、焼死、殊に家屋の焼燼と俱に焼死したる死体に在ては、その血

液に「酸化炭素ヘモグロビン」を含有することあり。是れ、かくの如き焼死者は、或は先づ煤烟中に窒息するか、或はその火傷に由て死亡するの前に、多少煤烟を呼吸するが故なり。」(九十五頁。文字遣いを改め、句読点をつけた。)と記述されている。「火傷ニ由テ死亡スルノ前ニ多少煤烟ヲ呼吸スルカ故ナリ」とあるけれども、気道内に煤が附着しているかどうか注目せよ、とは書かれていない。

東京大学医学部法医学教室の開祖である片山国嘉は、明治十七年(一八八四)から二十一年(一八八八)まで独逸(現ドイツ)に留学し、ベルリン大学でリーマン(Carl Liman)に、ウィーン大学でホフマン(Eduard Ritter von Hofmann)に法医学を学び、帰国後、帝国大学医科大学教授に任じられ、明治二十二年(一八八九)に裁判医学を開講した。裁判医学教室は、片山の提案に従って、明治二十四年(一八九二)に法医学教室と改称された(前掲『東京帝国大学法医学教室五十二年史』三十一頁から四十頁、『法医学説林』所収「片山先生ノ小伝」明治三十一年、『犯罪学雑誌』第五卷所収「医学博士片山国嘉先生の『回顧録』より」昭和六年)。その片山国嘉が師ホフマンの Lehrbuch der gerichtlichen Medicin (第六版、一八九三年)を全訳した『法医学大成』(秋南書院)の下巻第二冊(明治三十年刊行)第四章第四、過高或ハ過低温度ニ因スル死亡、甲、非常ノ高温ニ因ル死亡に次のように記されている。文字遣いを改め、句読点を補った。

「この検査(一八八一年にウィーンのリング劇場で起きた火災によって死亡した多数の人の遺体の検査。佐立注)たるや同時に、千八百七十六年(原注。W.r. med. Wochenschr. Nr. 7 u. 8)已に吾人の主張せし意見、即ち、かくの如き場合の多数に在ては、当該者は、或は先づ烟中に窒息し、或は火傷の為め死亡するに先だち多少烟を吸入するの事実を確定し得たるものなり。而して、この機転たるや、屍体上に於ては呼吸道、時としては嚥下道の煤黒、殊には血

液中酸化炭素の含有に由て徴知せらるるものにして、高度に炭化せる屍体に於ても尚ほ、その人体が出火の際、尚ほ生活し、もしくは或る時間内、烟を吸入するの機会を有せしことを認定するに足れり。これ實際上、殊に重要な件とす。」(五二三頁)

これに拠れば、気道内が煤で黒くなっているか否かを見て、煤で黒くなっていれば、その人が出火の際まだ生きていたと認定する方法を、ホフマンが『ウィーン医事週報』一八七六年第七号・第八号 (Wiener Medizinische Wochenschrift. 1876. Nr. 7 u. 8) で発表したという。そこで確認してみると、その第八号に掲載されているホフマンの「炭化した死体に対するより広い観察」と題された論文に、「気道の比較的深い部分での煤の附着 (原文。Rauchbeschlag) は、死がどのような風にしてもたらされたかをはるかに明白にすることに寄与することができる。」と記され、ホフマン自身が解剖した二人の子供の炭化死体について、気道内に煤が附着しておらず、心臓血液を分光器で検査すると、一酸化炭素ヘモグロビンが存在しないことが明らかになったので、これらの子供は、煙に長く曝されはおらず、おそらくは出火してすぐに、火にまかれて死亡したのであろう、と述べられている (一七五頁)。

気道内に煤が附着しておらず、血液中に一酸化炭素ヘモグロビンが存在しないのであれば、これらの子供は死んでから焼けたのではないかと真先に考えなければならぬと思うのであるが、ホフマンは、死んでから焼けたと考えるよりも先に、出火直後に死亡したので煙を吸い込む時間がなかったと考えるのである。つまりホフマンは、気道内に煤が附着していれば、焼け死んだと認定することができるが、気道内に煤が附着していないからと言って、死後に焼けたとただちに認定することはできない、と考えるのである。この点は、口の中に灰が無ければ、死後に焼けたと認定できるとする張拳や『洗冤集録』の考えと異なるけれども、気道内に煤が附着していれば、焼け死んだと認定でき

るとするホフマンの考えは、口の中に灰が有れば、生前に火に焼かれて死んだと認定できるとする張挙や『洗冤集録』の考えと同じである。

気道内に煤が附着しているかどうかを見て、焼け死んだ人の死体かどうかを鑑別する方法は、西洋の法医学では、一八七六年にホフマンがはじめて発表したのである。それは、張挙がその方法を発見してから実に千六百年後の事である。

念のため、欧米の法医学の教科書をいくつか見てみると、Carl Liman の Johann Ludwig Casper's Handbuch der Gerichtlichen Medicin の一八八九年刊行第八版、W. A. Guy & D. Ferrier の Principles of Forensic Medicine の一八九五年刊行第七版には、気道内の煤の有無を見る鑑別方法は記述されていない。Taylor's Principles and Practice of Medical Jurisprudence の一九四八年刊行第十版 (Sydney Smith & W. G. H. Cook 改訂) の第十三章に、「鼻、鼻咽腔、喉頭、気管そして気管支の粘膜炎は、煙とともに吸入された煤 (原文。carbon particles) がないか、注意深く調べられなければならない。なぜなら、その存在は、出火した時に犠牲者が生きていたという強い確かな証拠であるからである。」(四八七頁)と記述されているが、同書の一八九四年刊行第四版 (T. Stevenson 改訂)、一九〇五年刊行第五版 (F. J. Smith 改訂)、一九二〇年刊行第七版 (同上改訂) には、この記述なしにこれと同じ内容の記述は存在しない (一九二八年刊行第八版、一九三四年刊行第九版は未見である)。

気道内に煤が附着しているかどうかを見て、焼け死んだ人の死体かどうかを鑑別する方法を、ホフマンは、独自に再発見したのか、それとも、『洗冤集録』や『無冤録』に記述されている、中国・朝鮮・日本で行われていた鑑別方法を何らかのルートを通して知ることができたのか、判断するための材料をまだ持っていない。

それでは、現代日本の法医学書に記述されている、気道内の煤の有無を見て、生前に焼けた死体かどうかを鑑別する方法は、ホフマン流の方法なのであろうか、それとも張拳及び『洗冤集録』『無冤録』流の方法なのであろうか。ホフマンの方法を学んだ方法であることは疑いない。しかし、第二節に書いたように、明治時代の我が国の検屍関係者は、口鼻内に灰が入っているかいないかを見て、生前に焼けたか死後に焼けたかを鑑別する方法を、『無冤録述』を読んで知っていたのである。ホフマンの教科書を読んだ明治の検屍関係者は、ホフマンの方法が『無冤録』流の方法と同じであることを認識したに違いない。この認識は、明治の法医学教育関係者にも共有されたであろう。すると、現代日本の法医学書の、生前に焼けた死体かどうかを鑑別する方法についての記述に、『無冤録述』の記述の影響が及ぶことは避けられない。

現代日本の法医学書の記述で、「生前に焼けた死体であれば気道内に煤があり、死後に焼けた死体であれば気道内に煤がない。」という風に、「生前」と「死後」とを対比する形になっているものは、『無冤録述』の影響を直接にか間接にか受けた記述である。「気道内に煤がない」場合はすべて「死後に焼けた死体」であると言っているわけではないけれども、気道内に煤がないのは出火直後に死亡したためであるかもしれないことを読者に意識させない書き方である。第一節に掲げた、古畑種基『法医学の話』の「生前の火焼死であれば、(一)呼吸道に煤を吸いこんでいる(中略)死体を焼いたばあいには、こんな所見はけっしてみつからない。」という記述が、これに当たる。

一方、現代日本の法医学書の記述で、「気道内に煤があれば、生前に焼けた死体である。」という風にのみ記され、生前に焼けた場合と死後に焼けた場合とを対比する形になっておらず、かつ、出火直後に死亡した場合には気道内に煤が吸い込まれていないことがある旨を付け加えているものは、ホフマン流の鑑定方法の記述である。第一節に掲げ

た『学生のための法医学』の記述が、これに当たる。同書には、「焼身自殺などによるガソリン類の炎上によって急速に死亡した場合には、気道内への煤の侵入を認めないことが多い。」(改訂六版、九十六頁)と記されている。

二〇一〇年に刊行された渡辺博司・斎藤一之著、新訂『死体の視かた』(東京法令出版)の第6章3、高温(熱)に対する気道の生体反応に、「火災で死亡した人は、気道内に煤片吸引がみられるのが常である。(中略)死後の場合でも口腔内までは、煤片が入っていることもある。しかし、気管の下半から気管支、さらに気管支枝まで入っていることはない。」(一七四頁)と記されている。また、同じ年に刊行された上野正彦『監察医が書いた死体の教科書』(朝日新聞出版)に、「火災の中で焼死した人は、煤煙を吸い、一酸化炭素を吸って死亡する。だから気管には、黒い炭粉末が吸い込まれ、血中一酸化炭素も多量に検出される。一方、首を絞められて殺された後に放火して焼死に見せかけても、そのときにはすでに死亡して呼吸は止まっているので、気管内に炭粉末の吸引はないし、血中一酸化炭素も陰性反応を示す。」(一六六頁から七頁)と述べられている。

これらの記述は、生前に焼けた場合と死後に焼けた場合とを対比する形になっており、気道内に煤が入っていないからと言って、死後に焼けたとは限らないことを読者に意識させない書き方であるから、『無冤録述』の記述の影響を、直接にはなからうが、受けた記述である。すると、これらの記述は、『洗冤集録』及び『無冤録』に記述されている、張拳が発見した鑑別方法をも、記述者本人が自覚しているかどうかは別にして、伝えていることになる。三世紀に呉の張拳が発見した、焼けたのは生前か死後かを鑑別する方法は、二十一世紀の日本の法医学書の中に、その存在を保っているのである。

《附記》

大変おくれればせながら、本稿を吉田栄司先生に捧げ、先生の御還曆をお祝い申し上げます。先生の御健康、御発展を心からお祈り申し上げます。